

## 人事関係以外の議案

○安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令の基準を参酌して市の条例で基準を定めるものです。

○安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等により、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令に定める基準を参酌して市の条例で基準を定めるものです。この条例の制定に伴い、安中市放課後児童クラブ条例を附則において改正するものです。

○安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等により、児童福祉法の一部が改正され、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、厚生労働省令に定める基準を参酌して市の条例で基準を定めるものです。

○安中市副市長の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

副市長を設置するに当たり、副市長が非常勤特別職を兼ねた場合の報酬の支給を禁止すること、給料月額を定めること、退職手当の財源として退職手当基金を充てられる職員に副市長を加えること、安中市青少年問題協議会の委員を委嘱する範囲に副市長を加えることを規定するため、関係条例を整理し、新たに条例を制定するものです。

○安中市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

副市長を設置するに当たり、退職手当の支給について規定するたため、また、現行の支給方法を見直し規定を改めるため、条例の一部を改正するものです。

○安中市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の旅費の支給に引用している安中市旅費支給条例に改正が生じるため、また、退職手当の支給方法を見直すため、条例の一部を改正するものです。

○安中市旅費支給条例の一部を改正する条例について

副市長を設置するに当たり、旅費の支給について規定するため、また、交通機関利用について見直し規定を改めるため、条例の一部を改正するものです。

○安中市福祉事務所設置条例及び安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されることにより、引用している箇所について改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

○安中市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

「中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、引用している関係条文の改正と、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正により、父子家庭の規定を追加等するため、条例の一部を改正するものです。

○安中市保育の実施に関する条例の廃止について

条例で定めていた保育の実施基準について、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めにより、この基準は子ども・子育て支援法施行規則で定められることとなつたため、条例を廃止するものです。

○財産の取得について

安中市消防団第四分団第三部（東横野地区）、第五分団第三部（岩野谷地区）、及び第七分団第三部（秋間地区）の消防ポンプ自動車（秋間地区）の消防ポンプ自乗車の更新に伴い、可搬式小型動力消防ポンプ付積載自動車三台を購入するものです。

○字の区域の変更について

県営松義東部土地改良事業に伴い、地区内の土地の区間及び形状を改めたことにより、字の区域を変更するものです。